

知っていますか？ まちづくり基本条例

くわしくは 総合政策課 政策調整係 ☎0288-21-5131

市は、平成20年4月に日光市まちづくり基本条例を制定し、市民と協働したまちづくりを進めています。今回は、この条例の概要についてお知らせします。

●まちづくり基本条例とは

まちづくり基本条例は、市民の皆さんで育てるまちづくりのルールです。市民と市議会、市が一体となって、地域のことを考え、良くしていこうという活動(まちづくり)に関する基本的な理念・原則・制度などを定めたものです。市の最高規範として位置づけ、他の条例や計画、事業などはすべてこのまちづくり基本条例の考え方に即して行っています。

なお、この条例は、「共有・参画・協働」を基本理念として、市民・市議会・市の役割などを規定しています。

●共有・参画・協働とは

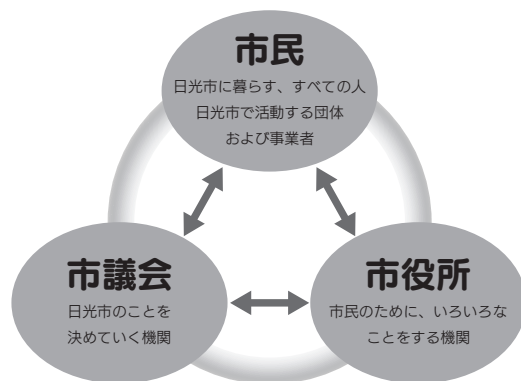
現代社会には、さまざまな価値観が存在します。このような中、市民を中心にまちづくりを進めていくためには、共有・参画・協働の3つのキーワードが重要となります。

市民一人ひとりがお互いを尊重しながら、力を合わせてまちづくりを行っていきましょう。

共有… まちづくりに関する情報や資源などを市民・市議会・市で共に持つこと

参画… 市民が主体的にまちづくりに関わること

協働… 市民・市議会・市がそれぞれ持っている知識や経験から、共に考え、協力し、行動すること



●市民の皆さんにお願いしたいこと

皆さんの暮らす地区や地域、そして市全体が、皆さんにとって「住んでよかった」「これからも住み続けたい」と思えるような取り組みは、すべて「まちづくり」です。

市民の皆さんには、まちづくりへの積極的な関わりが期待されています。市は計画などを作る際、意見を聞くため、委員を公募しています。委員に応募して会議で意見を述べることもまちづくり活動の一つとなります。そのほか、「地域の清掃活動や自治会活動に参加すること」や「近所の人とコミュニケーションを取ることもまちづくり活動です。できること、身近なことから始めてみてください。

●条例を改正しました

市は、「まちづくり基本条例を守り育てるための市民会議」を設置しており、条例の見直しなどについて検討を行うこととしています。

令和3年度に、市民会議から条例の見直しが提案され、これに基づき令和4年4月に条例の改正を行いました。

改正内容…第4条「市民の権利」にある青少年の年齢を満18歳未満へ

令和4年4月1日から「18歳・19歳の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促す」という趣旨で、成年年齢が18歳に引き下げられる民法の改正が行われました。この民法の改正を踏まえ、青少年の年齢を満18歳未満とする改正を行いました。



市長へ市民会議からの提案書を渡す
本間委員長(中央)と黒川副委員長(左)

まちづくり活動支援事業の紹介

市は、市民団体が自主的に行うまちづくり活動に必要な経費の一部を補助しています。市民団体の創意工夫により地域や市全体が元気になるものであって、団体の会員以外に広く市民が参加できる活動が対象となります。なお、予算に限りがありますので、お早めにご相談ください。

くわしくは 地域振興課 市民協働推進係 ☎0288(2)5147

1 趣旨

市民が主役のまちづくりを推進するため、市民団体がまちづくりのために自主的に行う活動に必要な経費の一部を補助します。

2 補助金対象の活動・事業

- ① 地域福祉を推進する活動
(例) 住民交流イベントなど
- ② 環境整備を推進する活動
(例) 緑化活動など
- ③ 文化振興を推進する活動
(例) 祭り、地域文化事業など
- ④ その他、市長が特に必要と認めた活動

3 補助金の額

次の額の最も低い額(千円未満は切り捨て)

- ① 事業対象活動に要する補助対象経費に次の利用年ごとの補助率を乗

じた額

1年目：補助率：3分の2
補助上限額：40万円

2年目：補助率：2分の1
補助上限額：30万円

3年目：補助率：3分の1
補助上限額：20万円

② 事業総額から事業収入を引いた額

4 補助の回数

1 市民団体(同一の市民団体とみなされるものを含む)につき、1年度1回限りとし、初年度から3カ年以内、最大3回まで補助を受けることができます。

※令和元年度または令和2年度に補助を受けた市民団体が、令和2年度および令和3年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を実施できなかった場合は、特例措置として令和4年度の事業活動を2年目として補助します

5 補助対象者

- ① 団体の規約を設けていること
- ② 構成員が10人以上であり、構成員の過半数が、市内在住者であること
- ③ 市内で継続して活動を行っていること、または今後継続した活動が見込まれること
- ④ 市が実施する他の事業または制度による運営費補助金その他これに類する補助金を受けている団体でないこと

※自治会は除きます。自治会が行うまちづくり活動には、別途、助成制度があります

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業の開催時期の検討を求める場合があります。ご了承ください。

令和3年度に実施した活動を紹介します

「日光伝統文化フェスタ～NIKKO Traditional Culture Festa～」の開催 (主催：日光青年会議所)

地域の文化である祭祀さいしが新型コロナウイルスの影響で次々と中止になるなど、次代を担う子どもたちが地域文化に触れる機会が減少しています。このため各地に存在する文化を発信する場として、さらには次代へ文化を継承していく機会とすることを目的として開催しました。

この事業をきっかけとして「お囃子はやしに参加したい」と団体と交流した来場者もあり、文化継承の担い手不足の一助として地域への愛着心を育むことができました。



紹介した活動以外にも、地域の実情を知り、地元へ愛着を持つ市民団体の皆さんのアイデアから生まれた活動がたくさんあります。

皆さんも、仲間同士で温めているすてきなアイデアを実現させてみませんか？